

児童を委託されている里親の皆さまへ

原油価格高騰対策・食費負担軽減に関する 補助金のご案内

宮城県では、児童を委託されている里親の皆さまに対し、「原油価格高騰対策」及び「食費負担軽減」のための補助金を交付します。

1 補助対象者

宮城県の児童相談所から、児童を委託されている里親

2 補助対象期間

前期分：令和8年 4月分から令和8年9月分まで（今回申請対象）

後期分：令和8年10月分から令和9年3月分まで（別途御案内）

3 補助金額

区 分	合計	内訳 ①原油価格高騰対策	内訳 ②食費負担軽減
金 額	委託児童1人あたり 7,500円/月	委託児童1人あたり 700円/月	委託児童1人あたり 6,800円/月
注意点	対象期間の中途に「委託」「解除」があった場合は、増減があった日の属する月の翌月から変更を適用（月初日の場合は、その月から変更） 例）8/1委託 → 8月分から支給 8/2委託 → 9月分から支給 8/1解除 → 7月分まで支給 8/2解除 → 8月分まで支給		

4 申請方法

(1) 提出書類

別記様式第2号（委託里親用）

「児童養護施設等原油価格高騰対策及び食費負担軽減補助金交付申請書」

※振込口座が確認できる書類（通帳など）のコピーを添付してください。

※補助金交付要綱は、「子ども・家庭支援課ホームページ」に掲載しています。

(2) 提出方法

下記の3種類の方法で提出可能です。

- ① 電子申請
- ② 電子メール
- ③ 郵送

裏面に続きます

① 電子申請による受付

- 下記 URL にて申請受付を行っています。可能な方は電子申請にて申請をお願いします。

<https://logoform.jp/form/GQGB/1715623>

- システムに交付申請書、通帳等のコピーを添付し、送信してください。

② 電子メールによる受付

- 電子メールでも申請受付を行っております。申請の際は、交付申請書、通帳等のコピーを添付してください。

【送信先】子ども・家庭支援課社会的養育支援班

kodomosy@pref.miyagi.lg.jp

③ 郵送による受付

- ①②での申請が難しい場合は、郵送で送付してください。

【提出先】〒980-8570（住所記載不要）

宮城県子ども・家庭支援課 社会的養育支援班

県庁（子ども・家庭支援課）への提出となりますので、ご注意願います。

申請書様式（word ファイル）は「子ども・家庭支援課ホームページ」に掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

宮城県子ども・家庭支援課トップページ → 児童養護施設等への支援

5 申請受付期限

令和8年9月7日（月）17 時まで（必着）

【問合せ先】

宮城県子ども・家庭支援課 社会的養育支援班
（担当 奥山）

電 話 022-211-2532

メール kodomosy@pref.miyagi.lg.jp